

京都市介護サービス事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設の指定等に関し、必要な細目を定めるものとする。

(指定申請等)

第2条 法第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文、第58条第1項、第94条第1項及び第107条第1項の規定による指定又は許可の申請は、指定（許可）申請書（施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式。以下「国指定様式」という。）によるものとする。この場合において、当該指定又は許可が特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設又は介護医療院に係るものであるときは、市長はあらかじめ京都府知事の同意を得なければならない。

2 法第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文及び第58条第1項の指定の申請は、法第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の2第1項、第115条の12第1項及び第115条の22第1項の規定により事業所ごとに行うものとする。

3 法第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文、第58条第1項、第94条第1項及び第107条第1項の規定により指定又は許可を受けた者は、その旨を当該指定又は許可に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。

(指定等の更新)

第3条 法第70条の2第1項（法第78条の12、第115条の11、第115条の21及び第115条の31において準用する場合を含む。）、第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による指定又は許可の更新の申請は、指定（許可）更新申請書（国指定様式）によるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の指定又は許可の更新について準用する。

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第4条 法第71条第1項ただし書及び第72条第1項ただし書（法第78条の12及び第115条の11において準用する場合を含む。）の規定による申出は、指定を不要とする旨の申出書（国指定様式）によるものとする。

(指定内容の変更の届出等)

第5条 法第75条第1項、第78条の5第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第113条第1項、第115条の5第1項、第115条の15第1項及び第115条の25第1項の規定による届出は、これらに規定する事項の変更に係るものにあつては変更届出書（国指定様式）により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（国指定様式）によるものとする。

2 法第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第113条第2項、第115条の5第2項、第115条の15第2項及び第115条の25第2項の規定による廃止又は休止の届出は、廃止・休止届出書（国指定様式）によるものとする。

（指定の辞退）

第6条 法第78条の8及び第91条の規定による指定の辞退の届出は、指定辞退届出書（国指定様式）によるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請）

第7条 法第70条の3第1項に規定する指定の変更の申請は、特定施設入居者生活介護指定変更申請書（国指定様式）によるものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可事項の変更申請）

第8条 法第94条第2項及び第107条第2項に規定する許可の申請は、介護老人保健施設・介護医療院開設許可事項変更申請書（国指定様式）によるものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の管理者の承認申請）

第9条 法第95条及び第109条の規定による承認の申請は、介護老人保健施設・介護医療院管理者承認申請書（国指定様式）によるものとする。

（介護老人保健施設及び介護医療院の広告の許可申請）

第10条 法第98条第1項第4号及び第112条第1項第4号の事項に係る許可の申請は、介護老人保健施設・介護医療院広告事項許可申請書（国指定様式）によるものとする。

（京都府等への情報提供）

第11条 市長は、第2条から第10条までに規定する申請、申出又は届出に係る指定若しくは許可又は受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者又は施設に関する情報を提供するものとする。

2 前項の規定は、法第71条第1項本文及び第72条第1項本文（それぞれ法第115条の11において準用する場合を含む。）の規定により指定があつたものとみなされた場合における当該指定に係る病院等、介護老人保健施設又は介護医療院に関する情報について準用する。

（委託の届出）

第12条 施行規則第140条の35第1項及び第2項の規定による届出は、指定介護予

防支援委託（変更）の届出書（国指定様式）により行うものとする。

（実施細目）

第13条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 この要綱の施行に伴い、京都市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱及び京都市指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）を廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づきなされた申請又は届出その他の手続は、それぞれに対応するこの要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

4 この要綱の施行前の京都府指定居宅サービス事業者等の指定等に関する要綱（平成11年6月18日京都府告示第384号。以下「府要綱」という。）に規定する様式がこの要綱の施行後に市長に提出されたときは、この要綱に規定する様式とみなす。

5 京都市内を所在地とする事業所に関して、この要綱の施行前に府要綱に基づき京都府知事に対してなされた指定等の申請等は、この要綱施行後は市長に対してなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。